

公益財団法人近江兄弟社 ホームヘルプステーション ヴォーリス
居 宅 介 護 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人近江兄弟社が開設するホームヘルプステーションヴォーリス(以下「事業所」という。)が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は居宅介護等を利用する障害者(以下、「利用者」という。)が、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： 公益財団法人近江兄弟社 ホームヘルプステーションヴォーリス
- (2) 所在地： 近江八幡市北之庄町492番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤職員) 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
居宅介護の提供について兼務するものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、居宅介護等計画及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 従業者（常勤換算で2.5人以上）

従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 営業日と同じとするがサービスを必要とする場合は休日でも相談に応じる。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後7時までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

・身体障害者 ・難病等対象者

(2) 重度訪問介護

・身体障害者 ・難病等対象者

(居宅介護の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助（タクシー等の利用）

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。なお、実施地域を越えて行う居宅介護等に自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点と目的地の距離に1kmあたり40円を乗じて得た額とする。
- 3 電車・バスを利用して重度訪問介護を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。
- 4 第1項から3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書（第1項については受領書）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市内全域とする

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、居宅介護等の提供を行っている時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家、サービス提供責任者、又は管理者、および関係機関に報告しなければならない。

(苦情に対する対応)

第11条 利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者（所長）を置き、担当者（所長）が責任をもって対応する。
- 3 苦情の内容によっては行政窓口を紹介する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 基準第45条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、利用者又は、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録し、その記録は5年間保存とする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害発生にも本事業が継続できるよう、他の指定居宅支援事業所・市町・地域包括センター等との連携協力体制を構築し、利用者に対し災害時の安全確保を図る。

2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。

- (1) 非常災害時
- (2) 感染まん延時

上記について、従業者に対し、研修及び訓練を定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上 毎年、ヴォーリズ記念病院、ヴォーリズ医療・保健・福祉の里内の教育委員会等の主催する研修に継続的に参加するものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人近江兄弟社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。以下「感染委員会」という。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

- 一部改正 平成21年9月1日
- 一部改正 平成24年4月1日
- 一部改正 平成25年4月1日
- 一部改正 平成27年4月1日
- 一部改正 平成27年8月1日
- 一部改正 平成30年4月1日
- 一部改正 令和元年10月1日
- 一部改正 令和3年4月1日
- 一部改正 令和4年4月1日
- 一部改正 令和4年11月1日
- 一部改正 令和6年4月1日